

正 誤		正	
ページ	段 行	誤	正
令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布法律第七号地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律は、同年四月二十三日港湾法等の一部を改正する法律の公布により 三 七 上 二 二 港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号） 四 一 〃 七 港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号） と、同年五月三十日老朽化マンシヨンの管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により 四 一 上 一 一 〃 老朽化マンシヨンの管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号） となった。 同年三月三十一日（号外特第八号）公布法律第十三号所得税法等の一部を改正する法律は、同年六月十八日食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の公布により 一 一 六 上 一 四 五 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号） となった。			
同年三月三十一日（号外特第八号）公布政令第百十九号地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令は、同年四月二十三日日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律の公布により 一 四 九 上 一 六 四 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第六十九号） と、同年四月二十三日港湾法等の一部を改正する法律の公布により 一 五 三 下 二 二 〃 港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号） と、同年五月十四日（号外第百六号）公布法律第三十号情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律は、同年五月二十三日重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布により 一 五 下 一 二 〃 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号） 同年六月六日（号外第百二十五号）公布法律第五十七号譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、同年六月十三日円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の公布により 四 九 下 一 六 一 七 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号） となった。 内閣官房官報報告主任			
同年三月三十一日（号外特第八号）公布政令第百十九号地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令は、同年四月二十三日日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律の公布により 一 四 九 上 一 六 四 日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第六十九号） と、同年五月十四日（号外第百六号）公布法律第三十号情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律は、同年五月二十三日重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布により 一 五 下 一 二 〃 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号） 同年六月六日（号外第百二十五号）公布法律第五十七号譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律は、同年六月十三日円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の公布により 四 九 下 一 六 一 七 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号） となった。			